ていない者（以下この項において「番号未告知者」という。）の個人番号を国税通則法第七十四条の十三の四第二項の規定による同項に規定する番号等の提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該支払事務取扱者等に第五項、第十三項、第十七項、第二十一項又は第二十五項の規定による個人番号の告知があったものとみなし、当該支払事務取扱者等は第六項、第十項、第十八項、第二十二項又は前項の規定による確認をしたものとみなす。

（所得税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第四項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令第三百三十六条第一項」を「所得税法施行令第三百三十六条第一項（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）に、「おける新令」を「おける所得税法施行令」に改め、「及び第三百三十七条第三項」の下に「（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加え、「、新令」を「、同令」に改める。

附則第二十三条第四項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令第三百四十二条第一項」を「所得税法施行令第三百四十二条第一項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に、「おける新令」を「おける所得税法施行令」に改め、「及び第三百四十三条第三項」の下に「（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を加え、「、新令」を「、同令」に改める。

附則第二十四条第四項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令第三百四十八条第三項及び第三百四十九条第三項」を「所得税法施行令第三百四十八条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）及び第三百四十九条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に、「、新令」を「、同令」に改める。

附則第二十五条第四項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令第三百五十条の三第三項及び第三百五十条の四第三項」を「所得税法施行令第三百五十条の三第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知）及び第三百五十条の四第三項（先物取引の差金等決済をする者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に、「、新令」を「、同令」に改める。

附則第二十六条第四項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令第三百五十条の八第三項及び第三百五十条の九第三項」を「所得税法施行令第三百五十条の八第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）及び第三百五十条の九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に、「、新令」を「、同令」に改める。

（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「新令」を「租税特別措置法施行令」に改める。

附則第十一条第二項中「三年経過日」を「経過日」に、「おける新法」を「おける租税特別措置法」に、「の新法」を「の同法」に、「新令」を「租税特別措置法施行令」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第十六条に一項を加える改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「六十五分の一」を「百三十分の三」に改め、同項第三号中「九十分の一」を「六十分の一」に改め、同項第四号中「三十分の一」を「二十分の一」に改め、同条第七項中「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「九十分の一」を「六十分の一」に改め、同項第三号中「三十分の一」を「二十分の一」に改める。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

文部科学大臣　柴山　昌彦
内閣総理大臣　安倍　晋三

土地改良法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十号

土地改良法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項及び第百二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。